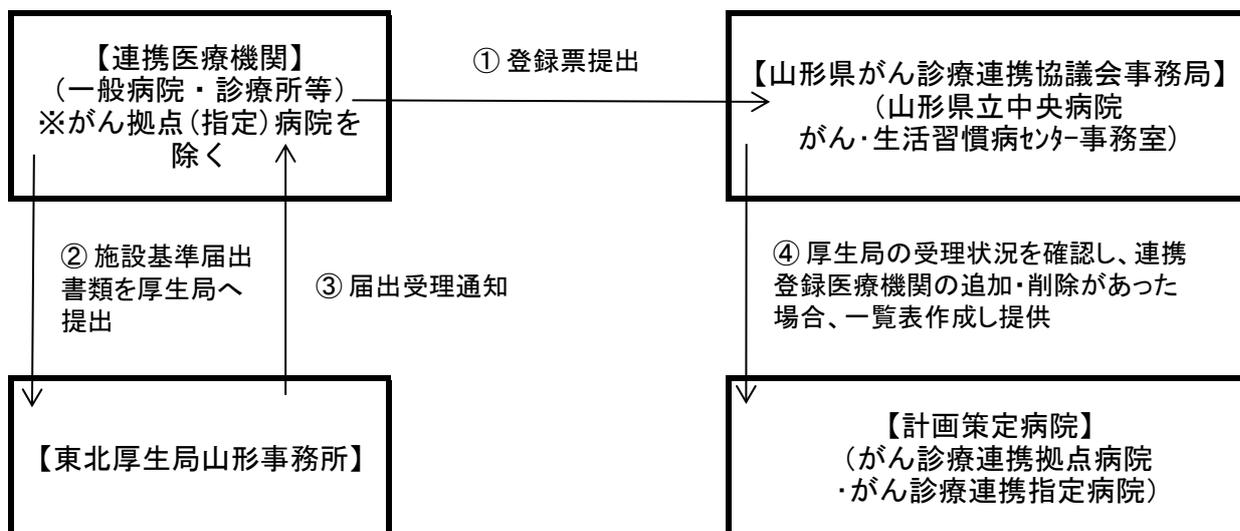


がん地域連携パスに係る診療報酬施設基準届出の流れ



① 連携医療機関は、「がん地域連携パス 連携医療機関登録票」に必要な事項を記載のうえ山形県がん診療連携協議会事務局（以下「協議会事務局」という。）へ提出。

- ・ 県内全てのがん診療連携拠点病院及びがん診療連携指定病院（以下「計画策定病院」という。）と連携する旨の申出
- ・ 連携できる部位を申出

② 連携医療機関は、「がん治療連携指導料(B005-6-2)」の施設基準届出のため、下記届出書類を東北厚生局山形事務所へ提出。

- 特掲診療料の施設基準に係る届出書(別添2) (正本1通)
- 「がん治療連携指導料」の施設基準に係る届出書添付書類(様式13の2)
- がん地域連携パス 連携医療機関 登録一覧
- 医療機関用 共同診療計画表(5部位)

※ 県内全ての計画策定病院と連携する

③ 東北厚生局から連携医療機関に対し、受理番号を付して届出受理の通知。

④ 協議会事務局は、東北厚生局の受理状況を確認し、連携医療機関の追加または削除があった場合は連携医療機関登録一覧表を作成し、計画策定病院に提供する。

【連携医療機関】

- ・ 既にごがん治療連携指導料の届出を行っている連携医療機関について、連携するがんの種類に変更があった場合は、上記①により「がん地域連携パス 連携医療機関登録票」を協議会事務局へ提出。
なお、東北厚生局山形事務所への「がん治療連携指導料」の変更届は不要。

【計画策定病院】

- ・ 連携医療機関の追加または削除、がん治療連携パスの変更等があった場合、東北厚生局山形事務所へのがん治療連携計画策定料の変更届は不要。